

Re: ごみ集積所のカラスネット支給について

差出人 yano@arrow-field.jp <yano@arrow-field.jp>

日付 2025-04-18 (金) 20:14

宛先 野田市 清掃計画課 <seisou@mail.city.noda.chiba.jp>

清掃管理課 大月課長 様

川間台自治会長/推進員の矢野です。

昨日お電話差し上げましたが不在の為、メールで失礼します。

さて、表記の件ですが、問題が発生している為、ご説明をお願いします。

【状況（問題）】

一昨日、ごみ集積所管理責任者から、「踏切脇のごみ集積所のカラスネットが老朽化した為、

従前通り。清掃管理課へ無償支給の申請をすべく電話したが、公道という理由で、ネットの無償支給を断られた」との連絡あり。

このごみ集積所は、約50年前に設置されたもので、先輩からの話では、当時、行政の審査を受け、承認され、以降、カラスネットを無償で受けていると聞いています。

それ以降、川間台自治会区域内には9ヶ所のごみ集積所がありますが、唯一、このごみ集積所

のみのカラスネットは、無償支給を受けています。最近の事例では、2~3年前に、ネットの

無償支給申請をし、支給されています。

【疑問点】

何故、従来のやり方が変更になったのか？ 小生の理解は、「推進員の手引き」では、「道路の

路肩等のごみ集積所については、ネットの支給対象にはならない」と記載されていますが、推進員の手引きが発行されたのは、表記ごみ集積所承認後であり、既に開設されていたごみ集積所

は対象外と理解していました。

もし、この文言が遡求して適用されるのであれば、2~3年前にごみネットを申請した際、しかるべき説明があった筈と考えています。いつから、改訂されたのですか？ 文書の公開等が

あったのでしょうか？

**【対応検討】**

区域内の住民（先輩）も、小生と同様な考え方です。

よって、今回、当該集積所のカラスネットが支給されないのであれば、今年度の予算措置もしていま

せんので、自治会長（推進員）として、住民に明確に説明し、納得してもらう必要があります。

よって、上記経緯等を勘案の上、住民が納得する文書の提示をお願いします。

**【その他】**

川間台自治会区域内には、いまでは、9ヶ所のごみ集積所がありますが、公道を利用している集積所は

7ヶ所、他の2ヶ所は、消防署の承認を頂き、防火水槽上に設置しています。

よって、公道を利用している6ヶ所は無償支給申請はしていません。

2ヶ所は公道を利用せず、消防署の承認を頂き、防火水槽上にごみ集積所を設置しています。この

2ヶ所はカラスネットの無償支給対象になりますか？ 対象になるのであれば、即刻申請させて

頂きます。

自治会としても、最近は会員減少により、歳入も不足し、予算措置に困っていますので、住民の納得

する文書提出をお願いします。

宜しくお願いします。